

公共調達 の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企業競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和4年度 中部地方整備局行政クライアントパソコン賃借	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 稲田 雅裕 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	令和4年9月2日	NECキャピタルソリューション株式会社 中部支店 愛知県名古屋市中区錦1-17-1	8010401021784	本賃借は、令和4年1月1日以前で賃借期間満了となる行政情報クライアントパソコン(以下、「パソコン」という。)の賃借(以下、「既契約」という。)について、再度の賃借(以下、「再賃借」という。)を行うものである。(1)再賃借をする理由① 中部地方整備局のテレワークは、セキュリティが確保されたりリモート接続による?法(以下、「旧方法」という。)で実施しているが、国土交通省情報セキュリティポリシーの改定(令和4年4月1日実施)に伴い、旧方法に比してより高度なセキュリティが確保された通信方法で実施することとなった。また、インフラXを推進しているところ、パソコンにはより高度な機能が必要となっている。よって、従来の賃借で調達予定であったパソコンの仕様を?直す必要が生じた。② 現在使用しているパソコンは、必要台数を複数の契約に分割して調達しており、契約ごとに機種(ハードウェア)の特性が異なる。そのため、パソコンの正常運用に?すに?できない共通の作業(ソフトウェアの動作検証、セキュリティソフトの定期更新、問い合わせ対応など)には機種ごとに対応しなければならず、コスト及び作業の増大が?生じている。また、新型コロナウイルス感染症に対応するためのパソコン関連の調達コストが増加している。よって、コスト削減及び働き方改革の観点から、パソコンの調達計画全体を?直す必要が生じた。(2)上記業者を?する理由?する業者は既契約を履行している者であり、現在使用しているパソコンの入替を行う必要がないことから、再賃借において業務を停止させることなく、既契約の遵守体制を?継ぎ?行することができるのは、上記業者を?して他にはない。以上の理由により、上記業者と随意契約を締結するものである。	19,011,993	19,011,993	100.00%		
令和4年度 用地調査等業務設計積算システムサーバ機器賃借	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 稲田 雅裕 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	令和4年9月8日	株式会社JECC 東京都千代田区丸の内3-4-1	2010001033475	用地調査設計システムのサーバは現在「平成30年度中部地方整備局行政情報サーバ機器賃借」において契約しているが、令和5年3月からは関東地整が契約済の「統合版用地関係システムサーバ」において調達する予定である。そのため、「統合版用地関係システムサーバ」の安定運用が確認できるまでの令和5年7月31日まで継続使用が必要のため、再賃借を行う必要がある。推薦する業者は既契約を履行しているものである。既存のサーバ機器は既契約の履行業者が調達したものであり、このサーバ機器を使用し続ける場合は、既契約の履行業者から賃借するしかない。以上の理由により、上記業者と随意契約を締結するものである。	2,009,568	1,826,880	90.90%		
令和4年度 警備業務その2	支出負担行為担当官 中部地方整備局長 稲田 雅裕 名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎第2号館	令和4年9月16日	(株)さくら警備保障 名古屋市中区金山二丁目10番2号	7180001036283	現在、当庁舎の警備業務は、愛知県警備業協同組合を契約相手方として令和4年4月1日付けで契約し、現在まで履行中である。今回、9月9日の愛知県警備業協同組合からの報告により、警備業法にかかる認定の更新が期限までに手続きが完了せず、9月17日より認定が無い状況となることが判明した。この認定が無い場合は、警備業務を請け負うことができず、現在の契約は継続が不可能となった。しかしながら、庁舎管理において警備業務は不可欠なものであることから、新規に警備業務を契約するまでの必要な期間について、本業務を契約するものである。なお、契約の相手方は、愛知県警備業協同組合の組合員で現契約の警備員を配置している者であり、かつ準備期間を確保できない条件においても庁舎に精通した警備員を配置可能で業務を実施することができる(株)さくら警備保障において他にない。よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、当該業者と随意契約を行おうとするものである。	4,226,821	4,226,821	100.00%		
明治用水頭首工漏水事故に係る応急対策支援業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 豊橋河川事務所長 國村 一郎 豊橋市中野町字平西1番の6	令和4年9月1日	朝日工業(株) 岡崎市天白町字池田5	1180301000168	令和4年5月の明治用水頭首工漏水事故に係る応急対策作業について災害対策本部長より照明車の出動命令があった。支援にあたり「災害又は事故における緊急的な応急対策支援に関する協定書」及び「災害時における緊急的な応急対策業務に関する協定書」に基づき社団法人愛知県建設業協会豊川・矢作川災害対策班へ出動要請を行ったところ、豊川・矢作川災害対策班で今回の支援体制をとることが可能な業者は上記業者のみであった。よって朝日工業株式会社と随意契約を締結するものである。適用法令 ・会計法第29条の3第4項 ・予算決算及び会計令第102条の4第3項	1,958,000	1,958,000	100.00%		
明治用水頭首工漏水事故に係る応急対策支援業務その3	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 豊橋河川事務所長 國村 一郎 豊橋市中野町字平西1番の6	令和4年9月1日	(株)群柳組 愛知県岡崎市羽根町字中田5-11	5180301000759	令和4年5月の明治用水頭首工漏水事故に係る応急対策作業について災害対策本部長より照明車の出動命令があった。支援にあたり「災害又は事故における緊急的な応急対策支援に関する協定書」及び「災害時における緊急的な応急対策業務に関する協定書」に基づき社団法人愛知県建設業協会豊川・矢作川災害対策班へ出動要請を行ったところ、豊川・矢作川災害対策班で今回の支援体制をとることが可能な業者は上記業者のみであった。よって株式会社群柳組と随意契約を締結するものである。適用法令 ・会計法第29条の3第4項 ・予算決算及び会計令第102条の4第3項	1,507,000	1,507,000	100.00%		

明治用水頭首工漏水事故に係る応急対策支援業務その4	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 豊橋河川事務所長 國村 一郎 豊橋市中野町字平西1番の6	令和4年9月1日	大伸建設(株) 愛知県岡崎市上和田町字城前22-1	4180002020438	令和4年5月の明治用水頭首工漏水事故に係る応急対策作業について災害対策本部より照明車の出動命令があった。支援にあたり「災害又は事故における緊急的な応急対策支援に関する協定書」及び「災害時における緊急的な応急対策業務に関する協定書」に基づき社団法人愛知県建設業協会豊川・矢作川災害対策班へ出動要請を行ったところ、豊川・矢作川災害対策班で今回の支援体制をとることが可能な業者は上記業者のみであった。よって大伸建設株式会社と随意契約を締結するものである。適用法令・会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3項	1,100,000	1,100,000	100.00%		
明治用水頭首工漏水事故に係る応急対策支援業務その2	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 豊橋河川事務所長 國村 一郎 豊橋市中野町字平西1番の6	令和4年9月1日	小原建設(株) 愛知県岡崎市明大寺町西郷中37		令和4年5月の明治用水頭首工漏水事故に係る応急対策作業について災害対策本部より照明車の出動命令があった。支援にあたり「災害又は事故における緊急的な応急対策支援に関する協定書」及び「災害時における緊急的な応急対策業務に関する協定書」に基づき社団法人愛知県建設業協会豊川・矢作川災害対策班へ出動要請を行ったところ、豊川・矢作川災害対策班で今回の支援体制をとることが可能な業者は上記業者のみであった。よって小原建設株式会社と随意契約を締結するものである。適用法令・会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3項	1,177,000	1,177,000	100.00%		
令和4年度 小坂井排水機油漏洩事故に係る支援業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 豊橋河川事務所長 國村 一郎 豊橋市中野町字平西1番の6	令和4年9月2日	藤城建設(株) 愛知県豊橋市花田町字中ノ坪11		令和4年7月11日の愛知県豊川市平井町地先にて小坂井排水機場の油漏洩事故が発生したことにより、迅速かつ早急な復旧作業が必要となった。支援にあたり「災害又は事故における緊急的な応急対策支援に関する協定書」及び「災害時における緊急的な応急対策業務に関する協定書」に基づき社団法人愛知県建設業協会豊川・矢作川災害対策班へ出動要請を行ったところ、豊川・矢作川災害対策班で今回の支援体制をとることが可能な業者は上記業者のみであった。よって藤城建設(株)と随意契約を締結するものである。適用法令・会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3項	1,716,000	1,716,000	100.00%		
令和4年度 単価契約豊橋河川事務所鑑定評価業務(豊川流域地区)	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 豊橋河川事務所長 國村 一郎 豊橋市中野町字平西1番の6	令和4年9月13日	株式会社愛知不動産鑑定所 名古屋市中区栄3丁目19-19 フォルテ栄ビル2階	7180001033537	本業務は、豊橋河川事務所による河川改修に伴い、豊川流域地区において用地取得に必要な土地価格算定のために不動産鑑定評価を実施するものである。本業務の実施にあたっては、企画提案書の提出を求め、契約の相手方として最適な者を特定することができる「企画競争の実施について(平成18年11月16日付国土交通大臣官房会計課通知)」の手続きにより、「豊橋河川事務所建設コンサルタント選定委員会」の審議を経て、最も優れている者として、株式会社愛知不動産鑑定所を契約相手方として特定した。	503,800	503,800	100.00%	単価契約 予定調達総額 1,559,800円	
令和4年度 名古屋国道管内自転車適正利用広報業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 望月 拓郎 名古屋市長瀬区鍵田町2-30	令和4年9月14日	水谷印刷株式会社 愛知県名古屋市中区城西2-20-11	2180001027254	本業務は、名古屋国道事務所管内において自転車通行空間を整備するにあたり、今後の自転車通行空間の安全かつ適正な利用を普及させるため、道路利用者が互いに思いやりを持った道路利用意識の醸成を図るための資料等を作成し、広報活動を実施するものである。上記業者は、企画提案書の提出があった5者のうち、企画提案書及び配置予定管理技術者の同種または類似の業務の実績、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。<適用法令>会計法第29条の3第4項予算決算及び会計令第102条の4第3号	7,997,000	7,997,000	100.00%		
令和4年度 本新南地区仮設材処分作業	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名古屋国道事務所長 桑 昌司 名古屋市長瀬区神穂町5番3号	令和4年9月7日	昌栄鋼材(株) 名古屋支店 名古屋市中区栄3-21-23	3120001043891	豊田南B本新南地区におけるU型擁壁施工完了部分の仮設鋼矢板について、リース資材ではあるが鋼材が手に入りにくい社会情勢を鑑み、名古屋国道事務所引抜き後の鋼矢板を引き取り、引抜き次工事で再利用することを予定していた。しかし、引抜き後に鋼矢板の状態を確認したところ、矢板の曲がりやセクションの開きなど損傷が激しく再利用することができないことが判明したため、鋼矢板の処分、精算を行うものである。以上のことから、鋼矢板のリース元である昌栄鋼材(株)と随意契約するものである。根拠法令:会計法第29条の3第4項予算決算102条の4第3号	7,102,164	7,102,164	100.00%		

令和4年度 本新北地区仮設材処分作業	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 名四国道事務所長 桑 昌司 名古屋瑞穂区神穂町5番3号	令和4年9月8日	ジェコス(株) 名古屋支店 名古屋市中村区那古野1丁目47番1号	2010001069981	豊田南BP本新北地区におけるU型擁壁施工完了部分の仮設鋼矢板について、リース資材ではあるが鋼材が手に入りにくい社会情勢を鑑み、名四国道事務所で引抜き後の鋼矢板を引き取り、引続き次工事で再利用することを予定していた。しかし、引抜き後に鋼矢板の状態を確認したところ、矢板の曲がりやセクシヨンの開きなど損傷が激しく再利用することができないことが判明したため、鋼矢板の処分、精算を行うものである。以上のことから、鋼矢板のリース元であるジェコス(株)と随意契約するものである。根拠法令:会計法第29条の3第4項 予決算102条の4第3号	5,044,966	5,044,966	100.00%	
令和4年度 木曾三川連合総合水防演習広報資料作成業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局木曾川下流河川事務所長 大坪 祐紀 桑名市大字福島465	令和4年9月16日	株式会社CBCクリエイション 名古屋市中区新栄1-2-8	1180001036669	本業務は、令和5年5月に開催を予定している「令和5年度木曾三川連合総合水防演習(仮称)」(以下「演習」という)について、効果的な広報を行うための演習資料、ポスター等デザイン及び会場設営計画作成、連絡調整会議の運営補助を行うものである。 左記業者は、企画提案書を提出した唯一の者であり、企画提案書の企画内容、予定管理技術者の業務実績・地域精通度等について、評価を行った結果、求める業務内容等に合致し選れていることから、特定したものである。 適用法令等 会計法第29条の3第4項 予決算102条の4第3号	11,000,000	11,000,000	100.00%	

(注1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。  
(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。